

報告第6号

大阪市市税条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の一部が平成31年4月1日から施行されることに伴い、大阪市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月29日に市長職務代理者において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和元年5月23日

大阪市長 松井一郎

大阪市市税条例の一部を改正する条例

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第17条第5項中「附則第15条第18項本文」を「附則第15条第19項本文」に改め、同条第6項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第1号

ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第20項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第21項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第26項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市市税条例（抄）

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第17条 省 略

2-4 省 略

5 法附則第15条第18項本文の条例で定める割合は、5分の3とし、同項ただし書の条
第19項

例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第28項の条例で定める割合は、2分の1とする。
第29項

7 法附則第15条第29項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。
第30項

8 法附則第15条第29項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。
第30項

9 法附則第15条第29項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。
第30項

10 法附則第15条第30項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。
第31項

11 法附則第15条第30項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。
第31項

12 法附則第15条第32項第1号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備（同項に規
第33項

定する特定再生可能エネルギー発電設備をいう。次項から第21項までにおいて同じ。）

に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

- 13 法附則第15条第32項第1号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同
第33項

号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

- 14 法附則第15条第32項第1号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同
第33項

号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

- 15 法附則第15条第32項第1号ニに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同
第33項

号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

- 16 法附則第15条第32項第1号ホに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同
第33項

号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

- 17 法附則第15条第32項第2号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同
第33項

号の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

- 18 法附則第15条第32項第2号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同
第33項

号の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

- 19 法附則第15条第32項第3号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同
第33項

号の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

- 20 法附則第15条第32項第3号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同
第33項

号の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

- 21 法附則第15条第32項第3号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同
第33項

号の条例で定める割合は、2分の1とする。

22 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、3分の2とする。
第38項

23 法附則第15条第39項の条例で定める割合は、5分の4とする。
第40項

24 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、3分の1とする。
第44項

25 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、3分の2とする。
第45項

26 法附則第15条第46項の条例で定める割合は、0とする。
第47項

27 省 略

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略